

居宅介護支援重要事項説明書

1 担当介護支援専門員

H29. 7. 1現在

氏名 柳川 美砂江 連絡先 047-380-0111

2 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の事業所番号およびサービス提供地域

事業者名	うらやす和楽苑 居宅介護支援事業所
所在地	〒279-0001 千葉県浦安市当代島2-14-2
介護保険事業者番号	
サービス提供地域	浦安市内

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	介護福祉士	1名		
介護支援専門員	介護福祉士	1名		管理者兼務

(3) 営業時間

月～金曜日	08:30～17:30
-------	-------------

※祝日・年末年始(12/29～1/3)は休み ※緊急時連絡電話 047-380-0111

3 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

地域で生活する要介護状態の方々が安心して生活を継続できるよう、また、適正な利用ができるように情報を提供し、心身の状況・置かれている環境を勘案し、利用者の要望を最大限反映させた居宅サービス計画を作成していきます。計画には介護保険サービスだけでなく、地域の社会資源も活用し、真に利用者のためになる計画作成を心がけていきます。

利用者の方が、安定した生活を送れるように計画を作成するだけでなく、計画が適切に実施されているか随時確認し、事業者との連携をはかり、現実に対応ができるように心がけます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

居宅介護支援を行うにあたり、手法としてはフリーアセスメント方式等を使用し、利用者の要望だけでなく、介護のプロとして積極的にアドバイスをおこなっていきます。

4 料 金

居宅介護支援利用料の一割負担はありません。法定代理受領にて、保険者より報酬が支払われます。報酬は介護保険法により以下のように定められています。(1単位=10.84円で計算した金額が支払われます)

(1) 居宅介護支援費 I

当居宅にてケアプランを作成し、プランに基づくサービスのご利用があり、かつ常勤換算において、介護支援専門員一人あたりの担当件数が40件未満の場合(介護予防プラン含む)(ケアプランの作成だけでは報酬が発生いたしません)

① 要介護1・2 1,042 単位 ② 要介護3・4・5 1,353 単位

以下の加算については、該当する場合に算定いたします。

(2) 初回加算 300 単位

- ・ 新たに居宅介護支援を行なった場合
- ・ 2ヶ月以上居宅介護支援の提供が無く、新たに居宅介護支援を提供した場合
- ・ 要介護状態区分が2段階以上変更となった方へ居宅介護支援を行なった場合

(3) 退院・退所加算 300 単位

退院又は退所に当たり、職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めたり、必要な連携を行った場合、最大3回まで算定可能(但し、3回算定する場合は内1回について医師とのカンファレンスの開催が必要)

(4) 医療との連携に関する加算

① 入院時情報連携加算 (I) 200 単位

介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

② 入院時情報連携加算 (II) 100 単位

介護支援専門員が病院又は診療所に訪問する以外の方法により、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

(5) 緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービスなどの利用調整を行った場合

(6) 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位

居宅介護支援から小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、必要な情報を提供した場合

(7) 複合型サービス事業所連携加算 300 単位

利用者が複合型サービスの利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を複合型サービス事業所に提供し、居宅サービス計画の作成に協力した場合

※ 介護保険の対象であっても、保険料の滞納などの理由により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦1ヶ月あたり上記の定める料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、浦安市の窓口に出し、提出いたしますと払い戻しを受けることができます。

5 サービスに関する相談・苦情

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は下記相談窓口までお申し出ください。

<サービス相談窓口>

電話番号：047-380-0111 担当：鈴木信男

<うらやす和楽苑 第三者委員会>

- ・ 中西正人 植草学園短期大学准教授
- ・ 齊藤正信 浦安市社会福祉協議会 次長兼管理課長
- ・ 高梨鎮雄 元浦安市民生児童委員

第三者委員へご相談のご希望の場合は、サービス相談窓口までお申し出ください。電話、面談等調整をさせていただきます。

※受付時間 月曜日～土曜日 08:30～17:30 (祝日・年末年始除く)

当事業所が設置する窓口以外でも相談・苦情の窓口を設置しています。

<浦安市役所内>

介護保険課 給付係 電話：047-351-1111 (代表)

※受付時間 月曜日～金曜日 08:30～17:00 (祝日・年末年始除く)

<千葉県国民健康保険団体連合会>

介護保険課 苦情処理係 電話：043-254-7428

※受付時間 月曜日～金曜日 09:00～17:00 (祝日・年末年始除く)

6 うらやす和楽苑の概要

法人種別・名称 社会福祉法人 東京栄和会
役職・代表者 施設長 鈴木 信 男
所在地 千葉県浦安市当代島2-14-2
電話・FAX 番号 TEL 047-380-0111 FAX 047-380-0121
同一敷地内で行う他の事業

(1) 介護保険事業（介護予防含む）

- ① 介護老人福祉施設
- ② 短期入所生活介護
- ③ 認知症対応型通所介護

(2) 診療所

- ① うらやす和楽苑診療所

平成 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県浦安市当代島二丁目14番2号
名 称 うらやす和楽苑 居宅介護支援事業所

説明者 柳川 美砂江 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け内容に同意し、これを受領しました。

利用者 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印 (続柄:)